

海老名市教育委員会

(平成28年 2月 定例会議事日程)

日時 平成28年 2月12日(金)

午前10時00分

場所 海老名市役所701会議室

教育長報告

- 日程第 1 議案第 1 号 海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について
- 日程第 2 議案第 2 号 「平成28年度海老名市一般会計予算のうち教育に係る部分」に関する「意見の申し出」について (非公開事件)
- 日程第 3 報告第 2 号 訴訟 (図書館指定管理解約等請求事件) について (非公開事件)

海老名市教育委員会

平成28年2月定例会



◇教育長報告

1 主な事業報告

- | | |
|----------|---|
| 1月15日(金) | 1月定例会教育委員会 |
| 16日(土) | 防災講演会
海老名警察署武道始式
市P連教育長と語る会 |
| 17日(日) | 海老名市駅伝 |
| 18日(月) | 雪対応(登校1時間遅れ)
文化団体連合会新年会
現職教育運営協議会 |
| 19日(火) | 合格祈願豆腐配布 |
| 20日(水) | 学校用務員連絡会 |
| 21日(木) | よりよい授業づくりのための学校訪問(上星小)
教育支援教室屋台村
南相馬交流寺子屋事業報告 |
| 24日(日) | 新春はやし叩き初め |
| 25日(月) | いじめ問題対策連絡協議会 |
| 26日(火) | 東柏ヶ谷小朝のまなびっ子訪問 |
| 28日(木) | 最高経営会議
学童保育事業者代表者協議 |
| 29日(金) | 市長定例記者会見
市中総文展示部門見学 |
| 2月 1日(月) | 海老名中学校朝会
県央教育長会議 |
| 2日(火) | 県教育研究所連盟研究協議会調査研究部会
県央都市教育行政研究会 |

- | | |
|--------|--|
| 3日(水) | 有馬中生徒通夜 |
| 4日(木) | 2月校長会議
県央四市飼育動物連絡協議会 |
| 5日(金) | 新採用教職員面接
ひびきあう教育研究発表会(杉本小)
学校警察連絡協議会・講演会 |
| 8日(月) | 新採用教職員面接
松樹教育委員辞令交付式
外国語教育担当者会 |
| 9日(火) | 新採用教職員面接 |
| 10日(水) | 教育支援センター運営協議会
ひびきあう教育研究発表会(門沢橋小) |
| 11日(木) | 文化財講演会 |
| 12日(金) | 2月定例教育委員会
2月教頭会議
最高経営会議 |

2 ひびきあう教育研究発表会について

委員のみなさんにも参観していただいておりますが、今年度も小学校2校、中学校1校がひびきあう教育研究発表会を実施しています。

これは、今年度のひびきあう教育研究委託校の発表の場です。市内小中学校他に発表会を案内し、多くの小中学校の教職員が参観しています。

今年度は、杉本小学校が

「互いに考えを伝え合い、高め合う子の育成」

～伝え合う場面を生かす算数の授業づくりを通して～
門沢橋小学校が

「自ら学び考える子の育成をめざして」

～子どもたちが生き生きと学ぶ算数の授業づくり～
海西中学校が

「人間関係作りに生きるグループワークの研究」

というテーマで取り組んできました。

海西中学校は、今月23日に研究発表会を実施します。

私としては、学校として教職員が一丸となって取り組むことそのものが、意義深いことだと考えています。

ひとつのテーマに向かって、学校として話し合いを重ね、お互いの授業を見合って、研究会を持つという活動が、学校としてのチームワークの醸成に大きな効果があるということです。

また、反省として、夏の研究発表大会で保護者や市民の方々に紹介しているところですが、さらに市内小中学校の校内研究の取組を保護者や市民の方々に周知し、教職員の教育力向上への姿勢を知ってほしいと考えるところです。

海老名市の教職員の向上心が、えびなっ子の学力や集団力の向上につながっています。

3 新採用教職員面接から

今月5日から10日まで、平成28年度海老名市立学校で採用予定の教職員の面接がありました。

教諭（小学校29名、中学校12名）、養護教諭3名、学校事務職員1名の合計45名の方々です。

例年より、10ほど多い人数です。34名が神奈川県に在住の方で、一時期より、他県からの採用者が減ってきています。

また、23名が市内小中学校で臨時的任用教員、非常勤教員としての勤務経験があります。

教職に就きたいという夢が叶い、前向きな姿勢がうかがわれ、それぞれ個性的で、さまざまな才能があり、海老名市の教職員として活躍してくれるものと期待しています。

私が、新採用の頃と比べると、数段しっかりしていて、話すことも上手です。しかしながら、これからの成長がカギであり、子どもとともに成長するという向上心を持ってほしいと思うところです。



議案第1号

海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について

別紙のとおり、海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和35年教委規則第1号）の一部を改正する規則について、議決を求める。

平成28年2月12日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

市立小学校第1学年の学年始休業及び市立小・中学校の夏季休業の期間を変更したため

海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について

1 改正理由等

- (1) 小学校第 1 学年の学年始休業を 4 月 1 日から 4 月 5 日までとしたいため
- (2) 夏季休業を 7 月 21 日から 8 月 26 日までとしたいため

2 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

3 改正文

別紙のとおり

4 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する
規則

海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和35年教委規則第1号）
の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「4月4日まで」の次に「。ただし、小学校第1学年にあつては 4月1日から4月5日まで（4月6日が第2号に該当する場合は 4月1日から4月7日まで）」を加え、同項第5号中「8月31日」を「8月26日」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

新	旧
<p>海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則</p> <p style="text-align: right;">昭和 35 年 4 月 30 日 教委規則第 1 号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 33 条の規定に基づき、海老名市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の円滑かつ適正な運営を図り、もって教育水準の維持向上に資するため、その管理運営の基本的事項を定めるものとする。</p> <p>(学年及び学期)</p> <p>第 2 条 学校の学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。</p> <p>2 学年を分けて、次の 3 学期とする。</p> <p>(1) 第 1 学期 4 月 1 日から 7 月 31 日まで</p> <p>(2) 第 2 学期 8 月 1 日から 12 月 31 日まで</p> <p>(3) 第 3 学期 1 月 1 日から 3 月 31 日まで</p> <p>(休業日)</p> <p>第 3 条 学校の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 開校記念日</p> <p>(4) 学年始休業 4 月 1 日から 4 月 4 日まで。<u>ただし、小学校第 1 学年にあっては、4 月 1 日から 4 月 5 日まで（4 月 6 日が第 2 号に該当する場合は 4 月 1 日から 4 月 7 日まで）</u></p> <p>(5) 夏季休業 7 月 21 日から <u>8 月 26 日</u>まで</p> <p>(6) 冬季休業 12 月 25 日から翌年 1 月 7 日まで</p> <p>(7) 学年末休業 3 月 26 日から 3 月 31 日まで</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、校長は、教育上必要があるときは、あらかじめ教育委員会に届け出て、同項に規定する休業日の一部を授業日に変更することができる。</p> <p>(振替授業)</p> <p>第 4 条から第 34 まで 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則</p> <p style="text-align: right;">昭和 35 年 4 月 30 日 教委規則第 1 号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 33 条の規定に基づき、海老名市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の円滑かつ適正な運営を図り、もって教育水準の維持向上に資するため、その管理運営の基本的事項を定めるものとする。</p> <p>(学年及び学期)</p> <p>第 2 条 学校の学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。</p> <p>2 学年を分けて、次の 3 学期とする。</p> <p>(1) 第 1 学期 4 月 1 日から 7 月 31 日まで</p> <p>(2) 第 2 学期 8 月 1 日から 12 月 31 日まで</p> <p>(3) 第 3 学期 1 月 1 日から 3 月 31 日まで</p> <p>(休業日)</p> <p>第 3 条 学校の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 開校記念日</p> <p>(4) 学年始休業 4 月 1 日から 4 月 4 日まで</p> <p>(5) 夏季休業 7 月 21 日から <u>8 月 31 日</u>まで</p> <p>(6) 冬季休業 12 月 25 日から翌年 1 月 7 日まで</p> <p>(7) 学年末休業 3 月 26 日から 3 月 31 日まで</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、校長は、教育上必要があるときは、あらかじめ教育委員会に届け出て、同項に規定する休業日の一部を授業日に変更することができる。</p> <p>(振替授業)</p> <p>第 4 条から第 34 まで 略</p>